

平成22年 教育委員会第19回定例会 会議録

日 時 平成22年11月9日(火) 午後2時30分～午後3時30分
場 所 九段中等教育学校 図書室

議事日程

第 1 議案

【子ども支援課】

- (1) 『議案第35号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正

第 2 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成23年度予算の編成状況 【秘密会】

- (2) 千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部改正

【指導課】

- (1) 事故報告 【秘密会】

第 3 その他

【指導課】

- (1) 区立中・中等教育学校生徒海外交流教育派遣

【学務課】

- (1) インターナショナルスクールに在籍していた生徒の就学について 【秘密会】

出席委員 (5名)

教育委員長	市川 正
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	福澤 武
教育委員	中川 典子
教育長	山崎 芳明

出席職員 (8名)

子ども・教育部長	立川 資久
次世代育成担当部長	保科 彰吾
子ども総務課長	坂田 融朗
子ども施設課長	佐藤 尚久
子ども支援課長	眞家 文夫
児童・家庭支援センター所長	峯岸 邦夫
学務課長	門口 昌史
指導課長	坂 光司

欠席職員 (1名)

参事 (子ども健康担当)	清古 愛弓
--------------	-------

書記 (2名)

総務係長	小宮 三雄
総務係員	成畑 晴代

市川委員長 | それでは、開会に先立ちまして、傍聴者から傍聴申請があった場合には、傍聴を許可することといたしたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

市川委員長 | それでは、ただいまから平成22年教育委員会第19回定例会を開会いたします。

市川委員長 | 本日、清古参事は欠席でございます。

市川委員長 | 今回の署名委員は、福澤委員をお願いいたします。

市川委員長 | 本日の議事日程はお配りしてあるとおりでございますけれども、第2の報告、平成23年度予算の編成状況、これは政策形成過程ということでございます。また指導課の事故報告、こちらは個人情報が含まれているということで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項ただし書きの規定に基づきまして、非公開といたしたいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

市川委員長 | (賛成者挙手)

市川委員長 | 全員賛成でございますので、非公開ということにいたします。

市川委員長 | これらの2点につきましては、ただいま非公開となりましたので、議事日程の最後に、関係者以外退席して行いたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 議案

子ども支援課

(1) 『議案第35号』千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正

市川委員長 | それでは、日程第1、議案に入ります。

子ども支援課長 | 議案第35号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正について、子ども支援課長から説明をしてください。

子ども支援課長 | それでは、議案第35号、千代田区立幼稚園使用条例施行規則の一部改正という規則につきまして、ご説明させていただきます。

子ども支援課長 | 改正の内容でございますが、同施行規則の「条例第2条に規定する『小学校就学の始期に達するまで』とは、「学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定により病弱等による就学義務の猶予又は免除を受けている期間を含むものとする」という条文を加えるものでございます。

子ども支援課長 | こちらの改正に至った経過でございますけれども、現在アメリカ合衆国の

ほうにお住まいの方から、千代田区に転入予定なのだが、自分の子どもが少々配慮を要する子どもであるため、小学校にすぐに入学せずに、幼稚園でしばらくの間預かっていただいて小学校に上がりたいというご相談を受けたことが発端でございます。

千代田区立幼稚園使用条例第2条には、幼稚園は千代田区に住所を有する年齢、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を保育すると規定されてございまして、この規定を適用しますと、ご相談のような形でお子様を幼稚園でお受けすることができないという背景がございました。

内容等をお聞きしましたところ、現状、アメリカでお生まれになっいらっしゃいますので、日本との二重国籍ということで、ご本人、この帰国後は日本人としてずっと生活をしたいというご意向があること。また、内容的に、しばらくの間日本の子どもたちと接していれば、通常の小学校、通常学級に進学をする見込みが十分あること等を考えまして、お受けをするためには規則の改正が必要であるという結論に達したため、今回の改正案を提出させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

市川委員長
子ども支援課長
市川委員長

たしか、これ、前回説明がありましたよね。

はい。

そういうことで、どういう状況でこういう案が出てきたのかよくわかりませんでしたけれども、ただいまの説明ですと、お聞き及びのとおり状況があったようでございます。

何かご意見等がありましたら、どうぞ。

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

それでは、議案第35号につきまして、採決をいたします。

賛成の委員の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

市川委員長

全員賛成でございますので、この案のように決定することといたします。

◎日程第2 報告

子ども総務課

(2) 千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部改正

市川委員長

次に、報告に入りたいと思います。

初めに、子ども総務課長から報告をいただきますが、報告内容は、千代田区青少年問題協議会条例施行規則の一部改正ですね。お願いします。

子ども総務課長

それでは、報告をさせていただきます。

この青少年問題協議会条例施行規則の一部を、区長部局の手続で改正をしたという報告でございます。

前回の委員会においても、教育委員会の規則及び訓令を、十数本、規定の

整備を図るということで、実質的な改正を伴わずに用字あるいは用語の整備をしたということで、ご議決いただいたところですが、その一環でございます。

この青少年問題協議会条例施行規則につきましても、「こども」の「子」を漢字にするという用語の整備を図ったものでございます。

ただ、この青少年問題協議会の事務につきましては、区長の事務を教育委員会に委任をしているということで、区長の規則をもとに教育委員会が事務を執行している関係上、この規定の整備に関しては、区長部局で改正手続をとらなければいけないということがございましたので、今般、教育委員会の意思に従って、区長の側で規則を変えたということでございます。

以上でございます。

市川委員長
子ども総務課長
市川委員長

中身は、「こども」の「子」を漢字にしたという。

実質的な中身の変更はございません。

ということでございますが、よろしゅうございますか。

(了 承)

市川委員長

それでは、そのように、進めてください。

◎日程第3 その他

指導課

(1) 区立中・中等教育学校生徒海外交流教育派遣

市川委員長
指導課長

それでは、各課長から報告はありますか。

指導課長からお願いいたします。

区立中・中等教育学校生徒海外交流教育派遣ですが、せんだって教育委員の先生方にもご出席いただきました結団式のメンバーが、先週の土曜日、11月6日の夕方、無事日本に帰還いたしました。けさ、区長へ帰国の報告に、ごあいさつをさせていただいたところです。

「英語教育をもっと頑張らなければいけない」とか、「日本の文化をもっと勉強しなければいけない」とか、あるいは、「うっすらだけれども、自分の将来、こういうふうになりたいな」というものが見えてきた」など、派遣生の言葉として区長に報告をさせていただきました。

この後、3回ほどですが事後学習会を積みさせていただきました。少し時間があきますが、年明け早々に、現地学習の成果などをまとめた報告会を予定したいと思っております。

また改めてご案内させていただきますので、もしご都合がつくようでしたらご参加いただき、励ましていただければと思っております。

なお、派遣期間中は、天候にも恵まれ、病気もけがもせず、またホストファミリーとも良好な関係、パートナーとも仲よくなれたということで、無事、所期の目的を達成したと考えております。

どうもありがとうございました。

市川委員長

何かご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

市川委員長

定例会のほうの予定は以上でございますが、教育委員さんのほうから何かございましたらお願いしたいと思いますが。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

市川委員長

特にないようでございますので、先ほど日程の最後ということで賛同いただきました平成23年度予算編成状況、ほか1件の議事に入りたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(了 承)

市川委員長

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時39分

— 再開 —

(以降、秘密会につき、非公開)

— 閉会 —